

鹿児島県被災宅地危険度判定士登録要綱

平成16年3月24日

施行

改正 平成24年5月28日 平成30年1月26日

(目的)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定実施要綱(被災宅地危険度判定連絡協議会 平成10年2月6日施行)(以下「実施要綱」という。)に規定する被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の資格)

第2条 次のいずれかに該当し、かつ第11条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会(以下「養成講習会」という。)を受講した者(県内に居住し、又は勤務する者に限る。)は、宅地判定士として知事の登録を受けることができる。

- (1) 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第17条第1項各号又は都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19条第1項第1号イからチまでに該当する者
- (2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体の職員である者又は当該職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- (3) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体の職員である者又は当該職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に係る業務に関して10年以上の実務経験を有する者(被災宅地危険度判定を適切に行う能力を有していると知事が認めるものに限る。)
- (4) 被災宅地危険度判定に関し、前各号に定める者と同等以上の知識及び経験を有していると、知事が認める者

(登録申請)

第3条 前条の規定による登録(以下「宅地判定士登録」という。)を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者については、資格要件申告書(様式第2号)及び当該各項に該当することを証明する書類
- (2) 前条第1項第2号又は3号に該当する者については、実務経験申告書(様式第3号)
- (3) 申請者の写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルのもの)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、申請者を被災宅地危険度判定士名簿(様式第4号。以下「宅地判定士名簿」という。)に登載するとともに、被災宅地危険度判定士登録証(様式第5号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

2 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めたときは、宅地判定士登録をしない旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 宅地判定士登録を受けた者(以下「被登録者」という。)は、次に掲げる事項に変更があったときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届(様式第6号)に、住所、氏名に変更が生じたときは登録証を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名

- (2) 住所及び電話番号
 - (3) 勤務先の名称、住所及び電話番号
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を交付するものとする。

(登録期限の更新)

- 第6条** 宅地判定士登録の有効期限は、その被登録者が、当該宅地判定士登録(次項の規定によりその有効期限を更新した場合にあっては、当該更新)を受ける直前に受講した養成講習会の修了日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 2 被登録者は、宅地判定士登録を受けた後、前項の有効期限の前に養成講習会を受講したとき、又は知事が養成講習会を終了した者と同等の知識を有すると認めた場合は、同項の規定に従い当該有効期限の更新を受けることができる。
 - 3 前項の規定による有効期限の更新を受けようとする者は、当該有効期限の前日までに、被災宅地危険度判定士登録更新申請書(様式第7号)に登録証を添えて知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに宅地判定士名簿及び登録証の有効期限の記載を変更し、当該登録証を交付するものとする。

(登録証の再交付)

- 第7条** 被登録者は、登録証を紛失し又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書(様式第8号)により知事に再交付を申請することができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

(登録の辞退)

- 第8条** 被登録者は、宅地判定士登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届(様式第9号)に登録証を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、宅地判定士登録を取り消すものとする。

(登録の取消)

- 第9条** 知事は、被登録者について、宅地判定士としてふさわしくない行動があったと認めた場合は、宅地判定士登録を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により宅地判定士登録を取り消された者は、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。

(宅地判定士名簿)

- 第10条** 知事は、第4条第1項、第5条第2項、第6条第4項、第8条第2項又は第9条第1項に規定する手続を行った場合には、宅地判定士名簿を添えて、被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知するものとする。

(養成講習会の実施)

- 第11条** 知事は、被災宅地危険度判定に必要な知識を修得又は向上させるために、講習会の実施、資料の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

- 第12条** この要綱に定めるもののほか、宅地判定士の登録等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月26日から施行する。